

令和5年度茨城県がん検診推進優良企業・団体表彰実施要項

(目的)

第1条 がん検診の推進に功績のあった企業・団体を表彰し、その表彰事例の取組を広く周知することにより、職域におけるがん検診受診促進のための取組を推進し、職域におけるがん検診の受診率向上を図る。

(表彰の基準)

第2条 茨城県がん検診推進優良企業・団体表彰（以下「表彰」という。）の表彰基準は、次のとおりとし、いずれかの取組を行っていること。

- (1) 当該企業・団体において、がん検診を受診しやすい環境づくりの取組を行っており、従業員のがん検診受診率等の実績が優れていること。
- (2) 県内のがん検診の受診率向上及び普及啓発に効果的な取組を行っており、顕著な功績があること。

(表彰の対象)

第3条 表彰は、県内に本社又は主要な事業所があり、県内において事業活動を行う企業・団体（以下「企業等」という。）で、第1条の目的に照らして表彰することが適当と認められるものに対し行うものとする。ただし、国及び地方公共団体は除くものとし、表彰企業等数は1～15社程度とする。

(被表彰候補者の推薦)

第4条 被表彰候補者の推薦は、自薦又は他薦とする。

- 2 被表彰候補者を推薦しようとする者は、「茨城県がん検診推進優良企業・団体表彰推薦（応募）調書」（別紙様式）を令和5年7月31日までに提出しなければならない。

(被表彰者の選考及び決定)

第5条 被表彰者を選考するため、「茨城県がん検診推進優良企業・団体表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を設置する。

- 2 被表彰者の決定は、第2条に定める表彰基準をもとに行うものとする。
- 3 選考委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(被表彰者の公表)

第6条 表彰された企業等の名称及びその取組は、県のホームページ等を通じて広く公表する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

この要項は、令和5年4月21日から施行する。